

## 総務環境常任委員会審査報告書（令和2年9月）

（条例審査）

令和2年9月9日、午後1時00分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長並びに総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年9月8日の本会議で当委員会に付託された、「議案第50号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：瀬戸恵津子委員長、山崎政司副委員長、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、  
児玉洋一委員、堀口恵一委員、富田陽子委員

町出席者：町長、副町長、総務防災課長

あいさつ：瀬戸恵津子委員長・町長

総務防災課長より補足説明の後、直ちに質疑に入りました。

児玉委員 今回の防災監の採用については、条例第2条第1項の特定任期付職員ということによいか。

総務防災課長 防災監は、条例第2条第2項の一般任期付職員での採用を考えています。

児玉委員 町では今後、防災監以外に専門的な知識を有する者を採用する場合を考えているのか。

総務防災課長 今のところ防災監以外は思いつきませんが、例えば大きな訴訟を抱えた場合、弁護士を雇わなければならないという事態も考えられます。その場合は条例第2条第1項の特定任期付職員を雇うということもあり得ると思います。

児玉委員 ということであれば、今後、弁護士などを雇わなければならなくな  
った場合、その都度、例規整備するのではなく、本条例により雇え  
るという解釈でよいか。

総務防災課長 本条例により雇うことができるようになります。

瀬戸顯弘委員 条例第2条第1項の特定任期付職員、第2条第2項の一般任期付職  
員、第3条の任期付職員、第4条の短時間勤務職員の職種の違いは。

総務防災課長 特に職種や年齢の規定はありませんが、例えば条例第3条や第4条  
で採用される職員は、比較的短期間で業務の終了が見込まれる場合  
などになります。

児玉委員 特定任期付職員の給料を第7条で規定しているが、一般任期付職員  
はどこで規定しているのか。

総務防災課長 第2条第1項の特定任期付職員以外は、一般職の給与条例の適用を  
受けることになります。

児玉委員 選考により任期を定めて採用するとあるが、選考はどのようなこと  
を考えているのか。

総務防災課長 書類審査と三役による面接を考えています。なお、採用予定の方は  
「地域防災マネージャー」の資格を有しており、有資格者を採用し  
た場合は、人件費の2分の1が交付税措置されるとされております。

瀬戸伸二委員 専門的な知識を有する必要があることや5年を超えての採用はで  
きないということで、人材の確保が難しいのではと考えていたが、  
自衛隊と連携することにより、継続的な人材確保は可能か。

総務防災課長 自衛隊は年1回、自治体職員と話す場を設けており、必ず出席する  
ようにしておりますし、町長も独自のつながりがあります。そのよ  
うな機会などを活用し、常に自衛隊と情報交換を行い、5年後に後  
任を推薦していただけるようにしていきたいと考えています。

児玉委員 第7条第2項で特定任期付職員の号給については、従事する業務に  
応じて規則で定める基準に従い決定するとあるが、どのような基準

とするのか。

総務防災課長 現在作成している規則（案）では、1号給になる者は「高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合」、2号給は、1号給に加えて「困難な業務に従事する場合」、3号給は「特に困難な業務に従事する場合」、4号給は3号給に加えて「特に高度の専門的な知識経験を有する者」と規定しており、条例制定後に規則の制定を予定しています。

以上で質疑を終了し、「議案第50号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

（午後1時35分終了）

以上を持ちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第50号に係る審議結果についての報告を終了といたします。